

支給月額

児童数、所得額に応じて支給額が決まります。

支給月額表（令和6年11月1日～）

区分	全部支給	一部支給	全部停止
児童1人の場合	45,500円	所得に応じて45,490円～10,740円の範囲の額	0円
児童2人の場合	10,750円	所得に応じて10,740円～5,380円の範囲の額	0円
児童3人目以降の加算額	児童2人目と同額	児童2人目と同額	0円

※支給開始から5年又は要件該当から7年のいずれか先に経過した時点で、障害・病気等の就労困難な事情がないにもかかわらず、就労や求職活動をして自立に向けて努力されていない場合には、手当額の2分の1が支給停止される場合があります。

支給時期

手当は北海道知事の認定を受けると、認定請求した日の属する月の翌月分から支給されます。

※令和元年11月から支給月が年3回（4ヶ月分）から年6回（2ヶ月分）に変更されました。

支払日	支給対象月
5月11日	3月～4月分
7月11日	5月～6月分
9月11日	7月～8月分
11月11日	9月～10月分
1月11日	11月～12月分
3月11日	1月～2月分

※希望された金融機関の受給者名義口座に北海道知事から振り込まれます。

※上記支払日が金融機関の休業日である場合は、その直前の営業日になります。

※支払通知書は送付されませんので、通帳への記帳などで確認してください。

所得制限限度額

扶養親族等の人数	手当を請求する人（本人）		扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人	1,830,000円	3,220,000円	3,500,000円
以降1人につき	380,000円加算		

※収入から給与所得控除などを控除し、上表の額を比較して、全部支給・一部支給・全部停止のいずれかに決定されます。（ただし、請求者が父・母の場合は養育費の8割を所得に含めます。）

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族がある場合には、上表の額に次の額を加算した額となります。

- ・本人の場合は、老人控除配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円、特定扶養親族1人につき150,000円。
- ・孤児等の養育者、配偶者および扶養義務者の場合、当該老人扶養親族のほか扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき60,000円。

※詳しくは住民課健康福祉係までお問い合わせください。